

(別紙)

不用品売却に係る仕様書

1 契約期間

契約締結日から令和 7 年 11 月 30 日まで

2 売却する物品

C T 装置 1 式

装置機種名：東芝メディカル社（現キャノンメディカル社）製 AquilionCX
(TSX-101A)

整備年月日：平成 22 年 3 月 31 日

3 売却する物品の引渡し日時

岩手県立二戸病院が指定する日時とする。（10 月 31 日（金）（予定）までに機器を撤去すること）

4 売却する物品の引渡し場所

岩手県立二戸病院（岩手県二戸市堀野字大川原毛 38 番地 2 号）

5 売却する物品の搬出作業について

- （1） 搬出する日時および場所ならびに搬出作業手順については、事前に岩手県立中央病院、買受人、更新機器納入業者の 3 者で協議を行い、岩手県立中央病院が了承をした内容により作業を実施すること。
- （2） 買受人は機器等を搬出する際には、引渡し場所の建物・設備等を破損しないよう、また、人的被害が発生しないよう十分に留意のうえ作業を行うものとし、必要に応じて養生等および、安全確認用作業員の配置を行うこと。
- （3） 買受人は、搬出作業時は清潔なユニフォームおよび会社名と指名を記載した名札を着用し、身分を証明できるようにすること。

6 引渡しにかかる作業等について

上記 5 を含め、下記についてすべて買受人側の負担にて行なうこと。

- ・ 機器の解体、搬出、収集運搬およびこれらに伴い発生する作業。
- ・ 機器に保存されている個人情報（患者データ）については、他者に漏れることの無いよう厳正に管理し、確実に消去を行ない、その証明書を岩手県立二戸病院へ提出すること。